

東大阪市告示第 137 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国帰国者支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の施術機関の指定を行ったので、法第 55 条の 3 第 1 号（中国帰国者支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 9 日

東大阪市長 野 田 義 和

指定した施術機関

別紙のとおり

施術者コード	名称	住所	施術者区分	施術者	指定日	電話番号	備考
0002417	にしぐち鍼灸院 橋本淳史	大阪府東大阪市玉串町東3丁目1番8号 ラクハイム1F	はり・きゅう	橋本 淳史	R08/08/05	072-968-8825	個人